

○ 国立大学法人山梨大学学長補佐細則

制定 平成27年 4月 2日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山梨大学基本規則第17条の2第4項の規定に基づき、学長補佐に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 学長補佐は、学長の命を受け教育研究及び管理運営に関し、学長の指定する事項について、その担当する理事を支援するとともに、当該事項の担当部署に助言を行う。また、学長の命を受け、他の分野においても当該担当理事を支援する。

2 学長補佐は、学長が必要と認めたときは、教育研究評議会、大学院総合研究部会議に陪席することができる。

(学長補佐会)

第3条 学長補佐は、学長補佐会を組織し、学長が指定する事項について、合議、検討を行い、大学の教育研究及び管理運営に関し提言を行う。

(学長補佐室)

第4条 学長及び理事並びに学長補佐間の連絡調整を行い、学長の円滑な大学運営を補佐するために学長補佐室を置く。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。